ISSN　2435-6824

郷土資料室だより

鈴鹿市文化スポーツ部文化財課　第14号

長谷川邦の初節句

解説は８頁へ

この郷土資料室だよりでは、郷土資料室で保管する古文書を中心とした史資料について紹介していきます。

郷土資料室

〒513-8701　三重県鈴鹿市神戸一丁目 18-18
Tel 059-382-9031　Fax 059-382-9071

発行/鈴鹿市文化スポーツ部
文化財課
発行日/2022 年 6 月 25 日

肥田組大庄屋・服部庄右衛門の事件簿（その②）

「小前寄合一件」に見る貞之助の余罪

前号からご紹介しています「東坂部村博奕一件」と、その取調べ直後（五月下旬）から村で深く静かに潜行し始めた「小前（こまえ）（＊1）寄合一件」は、切っても切れない関係にあります。この二件により、東坂部村庄屋・館俊蔵の子息・貞之助の悪事が芋づる式に露顕したものの、時すでに遅し、張本人貞之助は、家族を残して失踪した模様です。

そこで本章では、『村役人を差置、小前一統寄合候一件掛り合御吟味口上書写』（同酉十月二十三日　服部家文書　No.292―1）を中心に、一連の調書に沿って本騒動の顛末を見て行きたいと思います。

近世の村には枚挙にいとまがない程様々なトラブルが起こっており、当事者同士の話合いや第三者の仲裁による和談では収束せず、訴訟や打ち毀しに至るケースも多数ありました。『三重県史　通史編　近世2』第七章第四節「農村の変容と村方騒動」では、これらを①家格をめぐる争い（苗字騒動を含む）　②庄屋の非違（非法・遺法）や勘定不正をめぐる騒動　③　世直し型の村方騒動の三類型に分類しています。本件は②に相当し、帳簿などの明白な証拠がない限り、訴え出た小前側が徒党したとて処罰された、典型的な例と言えましょう。

『村役人を差置、小前（こまえ）一統寄合候一件掛り合御吟味口上書写』（東坂部村三右衛門・弥兵衛・平五郎　No.292―1）の論点は、左の二点に大別されますが、今回はⅡの貞之助関連記事を中心にご紹介します。

Ⅰ　庄屋・館俊蔵に対する村方勘定不正疑惑

「積立金に過金があれば、村民の救済措置として配当して貰いたい」との口上に対し、**「組頭ハ勘助方長屋へ相残候付、寄合居候者不残罷出、帳面為見貰度旨申述候処、其段庄屋俊蔵殿へ申出候由之処、帳面之儀ハ、大庄屋へ相伺候上ならてハ為見候儀相成不申旨、被申候由ニ御座候、」**と、この時は逃げ口上を述べています。しかし、翌月俊蔵は、惣山売払代金及び日永の観音堂、東坂部の刑部（おさべ）神社や覚皇山遍照院（＊2）普請入用高等の明細と詫び状を、次のように認めています。**「村々預り積金等有之候ハヽ書付を以申出、大庄屋所積金勘定帳（江）書戴（観）候様去暮御達有之候処、さつと相心得不申上候而、其侭ニ仕置不念之段、重々奉恐入候、尚此度村方之者共疑惑申立、奉掛御苦労候段、是又奉恐入候、」**（写真は包紙　No.507）

Ⅱ　俊蔵忰・貞之助による年寄・丈蔵打擲疑惑

はじめに、江戸から明治時代にかけて大いに発達した「動力水車」についてご説明しましょう。水車は主に米搗きや菜種油絞りに使われ、江戸時代後期になると、火薬製造や製材、撚糸（ねんし）の大量生産等、様々な産業に貢献して行きます。また、田畑に水を引く「揚水水車」の水田・畑地灌漑によって農地が拡大し、正に水車は**「食糧増産と産業発展の陰の功労者」**として大活躍でした。但し、建造や維持管理の為、水車は必然的に富裕層が所有し、共有財産であった水の個人利用は村民の反発を買う事になります。

この水車設立に際して、貞之助は次の通り傍若無人な振る舞いをしています。

「居村権吉水車相始可申と其用意ニ取懸候処、其辺ニ喜右衛門と申者之田地多分有之、差支之旨申立候付相止ニ候処、庄屋俊蔵殿忰貞之助近年水車相始候処、其近辺之地方用水ニ差支候付、其段地主（方）年寄丈蔵迄申出候由（ニ）而、丈蔵儀堰をはつし（＊3）ニ参候処、貞之助儀、丈蔵を溝（江）なけ込候由、夫程之気荒者ニ候得共、庄屋之忰故差扣居候処、当時貞之助居村ニ居不申、権吉之水車ハ差支（ニ）而出来不申」

なお、十月晦日取調べを受けた重三郎は、貞之助のパワハラで無理やり博奕宿をさせられた十三郎の事で（前第13号・庄左衛門の証言をご参照下さい）、彼自身も**「私家内者伯母壱人と妻壱人ニ御坐候、」**

「前々申上候宿之義者、貞之助無法ニ付恐敷候ニ付、暫時之間者こらへ居申候へ共、難差置ニ付茶わん引たくり申候、」（No.322）と、貞之助の想像を絶する強引さを証言しています。

そのため、**「博奕掛り合之者ハ御調有之候ニ付（而）者、**

いつれ御咎可被仰付、然ルニ貞之助儀者、御調中出奔いたし候得共、同人方ハ矢張水車いたし居、殊ニ右貞之助之水車ハ元来田地ニ甚差支候所ニ付、相止メ貰度旨私儀申出候処、何れも同意ニ付、其段俊蔵殿へ申出候所、御伺申上候うへならてハ相止メ申間敷旨被申候付、水車相止メ候儀出来不申候ハヽ、溝手を堀下ケ候歟、水車をこわし可申旨組頭へ申出候処、水車者相止候、」（No.292―4）と、流石に堪忍袋の緒が切れて、逃亡した貞之助の父・俊蔵に断固たる処置を要求した事が窺えます。しかし、吟味の主眼は飽くまでも「村役人を差置、猥ニ小前寄合等仕候儀者重々御制禁之処、御法度ニ相背不軽心得違之旨被仰下、」「何分御憐愍之程奉願上候、」という所にあり、「同人（貞之助）出奔致し婦人計りニ相成居候を見込、権吉、重三郎へ加談いたし寄合之義相目論候儀ニ可有之、」（No.292―1）と、飽くまでも不公正な取調べに終始しています。

次に、勇気を持って貞之助の悪行の数々を摘発した善六の口上書をご紹介しましょう（No.292―5）。

乍恐口上

東坂部村　善六　年三十四

一　居村貞之助身持不宜趣一々書付いたし、岩田（安濃郡岩田村・現津市）出口専左衛門申者相渡候由、右等之始末委細申上候様御調之趣奉畏、左ニ申上候、右者、貞之助義、至而身持悪敷御座候ニ付、此侭ニ相成候而者不宜存候而、右専左衛門相渡候、手覚書付之義者、

一　去十二月廿三日覚申候、私方水車盗賊忍入、米四俵盗取れ候処、同廿五日覚申候、西坂部村（現四日市市）大工伊三郎申者参り候ニ付、右盗難之咄いたし候処、同人申候ニ者、是迄貞之助申居候由者、善六水車東之方窓を破り這入候義者ことなき義申居候由承り候趣、右伊三郎内々申候ニ付、夫ゟ貞之助方考ニ参候処、私方米者丹羽老次郎様御蔵米（＊4）故、右ニよく似たる大縄弐本桶之中入レ有之候付、右ふどふ縄（＊5）を貰ひ候而帰り申候、全ク貞之助盗取候義哉と存候得共、庄屋（館）俊蔵殿之悴故左様之義も不被申出、乍心外其侭ニ仕置申候、

一　去冬、私方大根ほし有之候処、夜分盗取れ申候、其後大工伊三郎ゟ承り候ニ者、貞之助之咄ニ者、当冬大根不作ニ候得共、我等者一夜働候得者、沢山ニ出来候内々相咄候由承り申候、右等も願出申度存候得とも、前ニ申上候通之義ニ付、無拠差扣居申候、

一　吉兵衛申者方しめじと松かさ被盗取候由、右者貞之助仕業と申義承り申候、

一　御館村惣兵衛申者方之池ニ而鯉を盗取、四日市山中傳四郎（＊6）方売候趣、風聞も承り申候、

一　当村酒屋勘助申者方酒入ためを道ニ而打わり候義も承り申候、貞之助色々之あだをいたし候義も御座候由ニ而勘助も困り入候趣ニ候得共、何共得不申候由ニ御座候、

一　角力取を引入博奕・諸勝負事仕候趣も承り申候、

一　友右衛門申者方味噌蔵前たれ（＊7）を冠りかんどふ挑灯（＊8）をともし、味噌たまりを盗取候由、伊三郎ニ内々承り申候

善六は「右当夏寄合之節者、私も参り申候」と参会を潔く認めた上で、「乍去私者、積金割下ケニ相成候而も、弐朱歟拾匁迄之事存候故、其義者同意も不仕候、尚田地ニ差支候水車者相止メ貰ひ度趣、一統口々ニ申候」と論旨を明確にしています。

なお、専左衛門は権吉の兄・重三郎は権吉夫婦の仲人、善六は、田地に差支えると申し立て権吉の水車を許可しなかった喜右衛門の親類に当たります。本件は、冒頭に「当時の典型的な例」と記した通り、社会的弱者をスケープゴートにして終了となります。

① 十一月十六日付、専左衛門の口上書（No.292―3）

「折節私義参り居候節、重三郎参り合申候ニハ、田地請戻し一件ニ付庄屋取扱方不宜儀有之候ニ付、何卒庄屋替り候様いたし度、就而者村方之者何レも申居毎々寄合いたし候事故、何等致方者有間敷哉と申ニ付、私申候ニハ、一統連判之書付致し可参、急度扱可申旨申聞候所、其趣を以重三郎ゟ相談し候由之所、連判之義得いたし不申村方之者申由申参候ニ付、」「尤私存念者、連判之書付出来候得者村方一致ニ相違無之、左も無之時者、重三郎壱人之事奉存さくり見候事ニ御座候、弥連判出来候ハヽ、右書付預り、其段年寄弁組頭江与得内談仕、事立不申様取扱可申与謀候義ニ御座候、」「前段ニも申上候通急度証拠取候ハヽ、右を以穏便之取扱ニ致度と存、重三郎

申ニ付試候迄ニ而、故障を企候様之存念ニ而者毛頭無御座候、」と、決して庄屋の更迭を企てたものではない事を強調し、「**親弥惣七儀老衰之上、此度御役所留被仰付候趣内々為知越当惑奉恐入候、当時節寒気も強、嘸難渋心痛可仕義と昼夜難絶**」「**不包有躰申上候間、何卒御役所留御赦免被成下、右代　私ハ弟権吉　両人之上、御引揚被仰付被下候様願度奉存候、**」と、専左衛門・権吉兄弟の身と引き換えに老父・弥惣七を家に帰して欲しいと願い出ています。

② 十二月付、権吉次男・吉左衛門の口上書（No.292-2）

当初から寄合の首謀者と目されていた権吉が、事実無根のまま囲所（獄舎）（＊9）送りとなった驚愕の事実が記されています。そして、当年三月上旬頃から病気で療養していた権吉が快方に赴き、水車稼ぎを計画するも、喜右衛門の田地に差支えるとて実現ならず、波瀾万丈の人生を送った事が記されます。

「**親父申候ニ者、村方ニ差当り能銭もふけも無之故、桑名方江罷出一稼いたし候方可然様申、同所七ツ屋**（現四日市市）**与申所ニ而借屋をかり、当四月中旬比、西坂部村酒造人柳蔵方ゟ酒を送り貰ひ酒見世出し居候而、宿元ニ者居不申候ニ付、当夏比村方寄合之義者一切存不申、咄も承り不申候義ニ御座候、然ル処、右桑名方ニ親類等も無之、尚商ひも格別無之損亡（損失）相立候付、酒見世相止メ候而、**」「**夫ゟ桑名方ハ相片付宿元江ハ帰り不申、九月御遷宮之節、**（嘉永二年・第五十四回式年遷宮）**直ニ山田方江罷越、同所親類共へ世話ニ而、外宮御師（＊10）ニ俣監物与申家ニ奉公相勤居候処、去ル十月、親父義津方江御呼出御囲所入被仰付候趣、親類共ゟ急状差越候ニ付驚入、早速暇を貰ひ候而、宿元江帰り居申候、**」「**前段申上候通、桑名方ニ酒見世も出し居候故、宿元江者参不申候ニ付何事も一向存不申、親共同腹ニ茂相談仕候義、毛頭無御座、外々ゟも何之噂も承り不申候、何分親共義、最早極老之者ニ而持病茂有之候得者、御憐愍之程偏ニ奉願上候**」

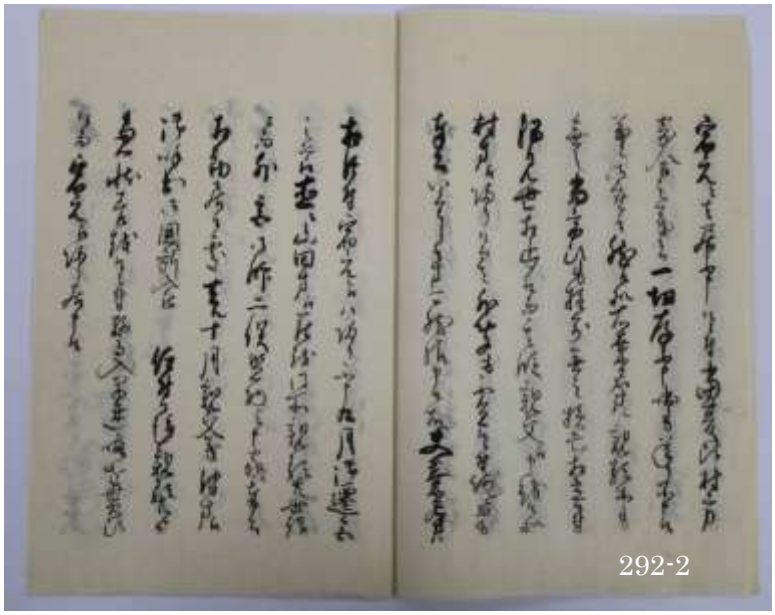

権吉には寄合当時、確かなアリバイ（現場不在証明）があるにもかかわらず、吉左衛門の哀切な願いも空しく、冤罪を晴らす事は出来ませんでした。

＊1　村役人級の農民（大前）に対し、一般平百姓を小前百姓・小百姓といい、幕末期の村方騒動や百姓一揆などの主体勢力となった。＊2　江戸時代は遍照院が刑部神社の神主を兼任したとされる。＊3　稲刈りの一ヶ月位前に、畦を切って田の水を落とす事を「堰外す」といい、秋の季語に使われる。＊4　藩の蔵屋敷に運ばれ売りさばかれた年貢米の事。その一部が家臣の俸給として支給されたため、切米ともいう。＊5　米俵に横にかけてしばる太い縄。＊6　江戸後期、御用商人として金融業・新田開発に実力を発揮し、四日市の町代も勤めた。＊7　前掛け。胴から膝の前を覆う長方形の布の上部に紐をつけて結び、衣服の汚れを防ぐもの。＊8　銅またはブリキで釣鐘形の外枠を作り、中に自由に回転するように蝋燭立てを付けた提灯。龕灯。＊9　津藩では文化十一年（1814）四月、塔世村雑木林の裏に囲所（獄舎）を新築し、徒刑囚収容所とした。＊10　伊勢神宮神職で、年末に暦や御祓を配り、参詣者の案内や宿泊を業とした。

真実はいつもひとつ！

さて、話題を『東坂部村博奕掛り合之者／四拾五人銘々聞取書／△五月十四日昼後ゟ聞取、十七日迄ニ終ル』（No.322）に戻し、貞之助の隠蔽工作と勘七の無実が明かされる決定的瞬間を見てみましょう。

勘七は三人の子持ちで、供述内容は前13号の口上書を補足するものです。

貞之助ゟ御役所ニ而、私方宿いたし候義申上候由被仰下候得共、

一　私義者、博奕と申義一切仕候事無御座候、宿いたし候儀一切無御座候、

一　藤七儀、博奕いたし候義、貞之助之外ニ而いたし候義、承り不申候、

一　博奕宿之義、一切覚無之候、私者ばくちハ頓与存不申候、

一　今朝もおぬしの事ハ御役所ニ而不言候間、其積ニ居可申旨、今日迄貞之助義、偽り居申候、貞之助方とハ隔居申候、何ゆへ私宿いたし候と申上候哉、其意内存不申候、

次に徳蔵の供述を、初回→再調→最終日（十七日夕方）の順に抜粋します。

一　勘七方ニ而大勝負有之候与申義者、　貞之助義、先達而津方へ御呼出之節、村方勘七方ニ而大勝負有之、其節、藤七金三両程負候儀、私ゟ貞之助へ咄候様申上候趣、右者、私左様之義者一向存不申、先達而貞之助津方ゟ帰り候節、私へ申候ニ者、御調之節、勘七方ニ而大勝負事有之、其節藤七三両程負候由、貴様ゟ承候趣を申上置候、貞之助のかれえため申候義ニ御座候、貴様かぶり呉候様申候、

←

一　藤七、貞之助ゟ貸金厳敷取ニ参り申ゆへ縊死いたし候様子、風聞ハ御座候得共、実意ハ存不申候、

←

一　先月廿九日早暁、貞之助ゟ私を呼寄申シ候ハ、此度つミニ落候者者、貴様と此方ニ候、勘七方江藤七参候と申事聞候故、勘七ニかふせ候得ば、貴様と此方とのつミハのかれ候と申候、私義、聊も藤七ニ掛り合之義可有筈無御坐候、貞之助義、私をまき込だまし、自身えつミをのかれ候積りと相見へ申候、正ニ宿いたし候人と申ハ、貞之助之事ニ御座候、

ここで徳蔵は、さらに驚くべき証言を重ねます。

一　貞之助津ゟ帰候付、直ニ私同人方へ参候而、津方ニ而之博奕一件模様承り候所貞之助申ニハ、殊之外六ヶ敷、あの方ニ四五十人之名前出居候、然レ共、拾人名前を出し帰り候、貴様之事可相成者抜度とおもひ候へ共、どふも藤七事もある故、無拠名前申上来候、それはそふと、先ツ十人之者寄合して、外之者ゟ日雇賃を取相談ニいたし候而者如何哉と申候、

貞之助は、勘七を巻き込んだのみならず、庄左衛門・文四郎・加平次・忠蔵・伊助・甚助・惣七・吉蔵・徳蔵・勘左衛門の十人をスケープゴートにし、「名前不出者ゟ日用賃出し不申候へハ、此方も其侭ニいたし居不申候、不残名前可出と申之、」と、名前を出さない代わりに口止め料を要求、儲け話迄企んでいたというのです。これに対し十人は、徳蔵に「夫ハ此方共迚もばくち致候故、名前出候事ハあたり前ニ候、」「外之者より日用賃為出候ニ不及、貞之助方数度宿いたし候故、はくち中間不残名前出し、其者度数だけニ雑用出し可申」と、至極まっとうな考えを述べています。

調書と処罰の覚書

「博奕一件」のみならず「小前寄合一件」によってどれ程悪事の証拠が挙がろうとも、貞之助はお咎め無しの上、指名手配すらされていません。父・俊蔵も、同年三月二十八日に縊死した藤七の死骸を内々に片付けた不始末（第13号参照）を叱責するのみです（左記全文　No.310）。

近世、津藩の村方支配は、「加判奉行（伊勢奉行・伊賀奉行とも称す）―郡奉行―郷（郡）代官―大庄屋―庄屋」という体制で行われ、村方の内情を監察する役職として、郷代官を務めた年功のある者を郷目付に任じました（『三重県史　通史編　近世1』第四章第一節「村と町の支配」）。服部庄右衛門の大庄屋就任直後、天保十四（一八四三）年四月朔日に臼杵團六・辻村栄左衛門が郷目付に任命されています（役用日誌　No.236）。

（端裏書）「郷目付中江」

（貼付）「右御呵写、理助へ相渡申候、」

覚

東坂部村　庄屋

大庄屋格　舘俊蔵

村方取締之儀者、常々入念候様申達置候処、当三月居村藤七致縊死、右訳柄押包死骸取片付候与者乍申、何等心付も可有之処、無其儀段役前不念之事ニ候、依之申付方茂有之候得共、憐愍を以不及其沙汰候条、尓来急度相心得、役義入念可相勤候、右之通申渡呵置可被申事、

酉八月十四日

前掲書『東坂部村博奕掛り合之者／四拾五人銘々聞取書／△五月十四日昼後ゟ聞取、十七日迄ニ終ル』（No.３２２）を基に服部庄右衛門が作成した二冊の覚書（No.３１８）のどこを見ても、貞之助といせの松の名は見当たりません。特に後述・重三郎の項は、敢えて貞之助に触れぬよう記されています。

写真上（No.３１８―２）は、①五日手足錠追込（五人）②五日手錠追込（六人）③三日手錠追込（七人）④三日追込之上過料（十一人）⑤御呵之上過料（七人）⑥大庄屋ニ而呵置候様（四人）⑦五日手錠追込之上過料（三人）⑧御呵之上過料（一人）と、仕置別に賭博人の名前と年齢を列記したシンプルな覚書で、⑦と⑧は博奕宿をした者です。

写真下（No.３１８―１）の覚書は、左記・傍線のように日頃の行いによって分類された史料です。ここでは、今回の登場人物がどんな仕置を受け、平日の心得はどうだったかを見て行きましょう。

此度九度相携居申候、　庄左衛門　年四十
五日手足錠追込　庄九郎忰
同　六度相携居申候、　徳　蔵　年二十一
五日手足錠追込
（源五郎・利右衛門は略）
右四人之者共、平日農業不精ニ而心得不宜者共ニ御座候、
利兵衛忰　惣　七　年二十六
忠左衛門忰　甚　助
此度九度相携居申候、
五日手足錠追込
同　六度相携申候、　伊　助　年二十三
五日手足錠追込
同　五度相携申候、　嘉平次　年二十五
五日手錠追込
右同断、　文右衛門忰　年二十一
五日手錠追込
右同断、　文四郎　年二十
五日手錠追込
右五人之者共、平日心得不宜、農業者人並ニ仕候者共ニ御座候、
勘助次男　勘左衛門　年二十一
此度七度相携居申候、
心得宜農業相励候者
五日手錠追込
同　三度相携申候、　久左衛門忰　傳次郎　年三十二
三日手錠追込
（喜平次・勘蔵・利助・由蔵・茂右衛門・新八・惣兵衛・与七・惣三郎・惣八は略）
右拾弐人之者共、平日農業者相励候得共、風俗不宜者共ニ御座候、
同　弐度相携申候、　吉　蔵　年三十八
三日追込之上過料、　喜右衛門忰
右同断、　忠　蔵　年二十一
三日追込之上過料、
（太左衛門・彦左衛門・弥吉・源右衛門・定右衛門・喜兵衛・喜六・武右衛門・徳兵衛は略）
右拾壱人之者共、平日農業出精仕、心得茂宜者ニ御座候、
吉兵衛忰　吉　松　年十五
同壱度相携申候、　常八忰　豊　吉
大庄屋ニ而呵置候様、
右同断、
右同断、　忠左衛門次男　栄　松　年十四
右同断、　重五郎三男　喜太郎　年十四
右同断、
右同断、
右若輩四人之者共、已後異見之ため、吟味之場所へ其親共ゟ差出候様子ニ御座候、年若ニ者御座候へ共、随分農事相励候者共ニ御座候、
同弐度相携申候、　宿　忠左衛門　宿弐度　年四十六
尤宿之儀ハ、弐度共忠左衛門他出仕留主中ニ御座候、
五日手錠追込之上過料、

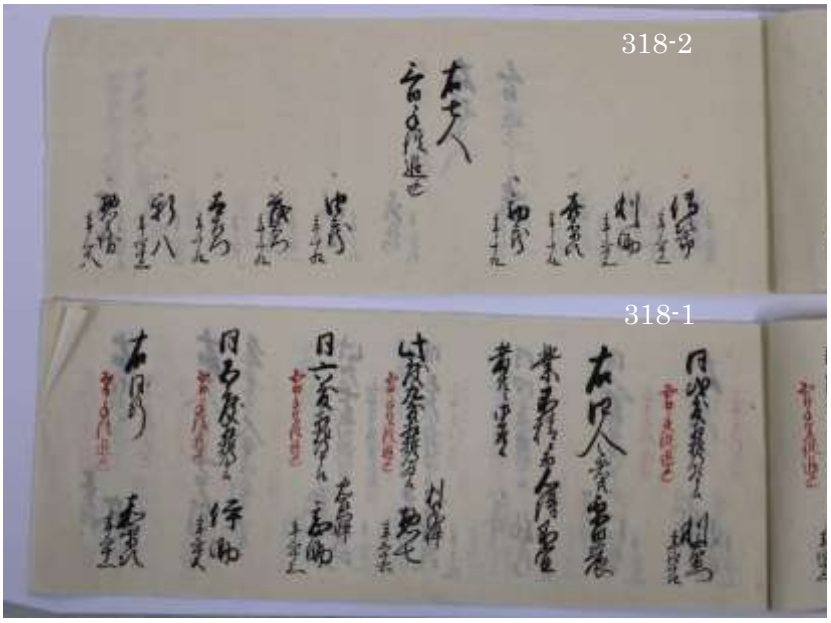

（才次・源吉は略）

右三人之者共、農業不精、平日心得者随分宜御座候、自身者相携不申候、　宿　重三郎　年五十四

宿壱度

御呵之上過料、

尤宿之儀、重三郎方達而断申候得共、聞入不申暫時博奕仕候ニ付、重三郎立腹仕さい入茶碗を取上ケ候ニ付、相止メ候儀ニ御座候、

右之者平日心得宜、農業茂ケ成ニ相励候者ニ御座候

館俊蔵印御奉行様

貞之助、家督相続ならず

前年・嘉永元年（一八四八）の正月二十八日、貞之助の父・館俊蔵は、東坂部村と兼任していた寺方村庄屋を免じられ、代わりに赤水村庄屋を命じられています（『第拾一番　記録』（嘉永元年正月～六月No.２４２）。

覚

其方儀、存念茂有之候ニ付寺方村庄屋役差免、赤水村庄屋役兼帯勤申付候、入念可相勤候、

東坂部村寺方村庄屋　館俊蔵

正月廿八日

そして同年三月、俊蔵は病身を理由に貞之助を分家し、娘聟を養子として家督相続させたいと願い出ています。

奉願口上之覚

私忰　年三十五　貞之助義、近年病身ニ相成、家督相続難出来御座候ニ付、村方之内江分家仕宗旨帳面江書戴せ候様仕度奉願候、尤相続之義ハ娘江聟養子可仕候間、右願之通、御聞届ケ被成下候ハヽ難有可奉存候、已上

嘉永元申年三月

公儀御尋者

先述のように、貞之助が御尋ね者となった記録は見当りませんが、服部庄右衛門の前任者・山田藤左衛門が記した『記録』（天保六年　No.２３５）に指名手配の御触書が載っていますので、今号の締めくくりとしてご紹介します。

なお、津藩の加判奉行は定員二名、一ヶ月交替で勤務し、重要事件は合議制が執られました。刑事・民事双方の裁判権を持ち、評定所で非公開に行われる裁判では検察官と裁判官を兼ね、幕府の江戸町奉行よりも広範な職権を有したため、家格より人材主義が執られていました（『三重県警察史　第一巻』）。

公儀御尋者

此度従公儀御尋者之儀ニ付、別紙御書付之趣被仰出候条、奉得其意、右体之者見当聞及候ハヽ早速可申出候、尤不審成者無之候ハヽ、例之通前書相認帳を抜、大庄屋支配限、庄屋・年寄印形いたし、来月九日迄ニ可差出者也、

高之助（藤堂・御加判御奉行）

天保六未年六月廿九日

勘解由（渡邊・御加判御奉行）

大庄屋名前

当三月十六日朝、夏目左近将監妻を致殺害逃去候、井上与兵衛人相書

一　当未三十五歳

一　生国尾張国

一　丈五尺（約１６５ｃｍ）余ニ而肥候方

一　顔長く色青白キ方

一　眼常躰（普通）、左眼之下ニほくろ有之

一　眉毛細長キ方

一　耳太く髪厚キ方

一　鼻高キ方

一　口常躰、下唇少々疵有之、歯並常躰

一　言舌（滑舌）常躰

一　其節之衣類、木綿藍茶竪嶋・布子吉野織、帯メ帯し罷在候

刀左之通

一　身長三尺弐寸（約１０５ｃｍ）程

一　鉄丸鍔

一　柄糸白茶

一　下絹白藍相交

一　鞘蝋色

一　縁頭・鮫・目貫不知

右之通之者有之ニおゐてハ、其処ニ留置、御料者御代官、私領者領主・地頭江申出、夫方江戸ニおゐて筒井伊賀守（筒井政憲。当時南町奉行）番所方可申出候、若見聞およひ候ハヽ、其段も可申出候、尤家来・又者等迄入念可遂吟味候、隠置様与相知候ハヽ、可為曲叟候、

未六月

なお、右の書付は写して早々に触れ出し、該当する不審者に心当りがなければ、

例之通請書連判帳弐冊御仕立御調印、明二日夕迄ニ拙宅江出候様御廻達可被成候、已上、

未七月朔日　山田藤左衛門

と末筆・村々触奥書に記されています。

村々

資料紹介

長谷川邦の初節句

令和四年四月、大津市の森本美子様から一対の内裏雛をご寄贈いただきました。森本様は、寺家の長谷川家のご出身で、実家にあった雛人形を譲り受け、今まで大切に保管されてきたそうです。雛人形が収められていた箱には、表に「邦」、裏に「乙卯安政二年三月吉辰日」とあり、邦という女の子の初節句のために、安政二年（一八五五）に調えられた内裏雛であることがわかります。

寺家の長谷川家は、子安観音寺門前に居を構え、代々七左衛門を名乗って醸造業を営み、紀州藩の地士でもあった家です。平成十八年に蔵を取り壊された際に、蔵にあった古文書や書画など二六〇〇点以上の資料を鈴鹿市にご寄贈いただきました。その資料の中に、邦に関わる資料が数点含まれていました。

邦は安政二年生まれ、当主の四代目七左衛門（雪当）は三十九才、雪当の娘の可能性が高いと思われます。雪当には男子がなく、邦誕生の九年後、文久三年（一八六三）に津から養子を迎えています。

「安政二年卯三月／邦」と箱書きのある桐箱に収められていた紙雛一対は、この内裏雛と一緒に飾られたものと思われます。江戸時代には、雛飾りとともに紙雛も飾る風習があったようです。また、「二月十二日目出度始」という横帳は蒸物の配布記録で、裏に「長谷川邦女」とあり、邦の初節句の祝いに親類縁者や使用人など総勢九十四人に蒸物を配った記録です。蒸物につけられていた「たとう」の折形も保存されていました。宝珠の模様に紅白の水引と熨斗がつけられた可愛らしい「たとう」です。表面の右下には「くに」と書かれています。女児誕生に伴う初節句のお祝いが、嬉々として準備された様子が目に浮かびます。

紙雛が収められた桐箱

長谷川家では、戦後まで「雛見」が続けられ、毎年桃の節句には近所の子供たちを招いてお菓子を振舞ったそうです。邦の初節句も、さぞ華々しく祝われたことでしょう。

しかし、邦は幼い内に病魔に襲われてしまったようです。「く尓病気見舞のおぼへ」（年代不詳）は、邦に届けられた病気見舞いの控えです。子どものお見舞いらしく、水飴や羊羹、お菓子などが多く贈られていますが、アワビやアナゴ、玉子など精の付きそうな高級品も見られます。合計八十一か所から病気の邦のために様々な品物が届けられています。皆の願いが届き、邦が全快したかどうか、残された資料からは定かではありません。ただ、邦の雛人形が、長谷川家に残されていたという事実が、邦の夭折を物語っているようにも思われます。あるいは、雪当が迎えた養子に娶せた娘が邦だったでしょうか。（ただし、邦の名前が長谷川家資料の中で見受けられるのは、幕末の数年のみです）

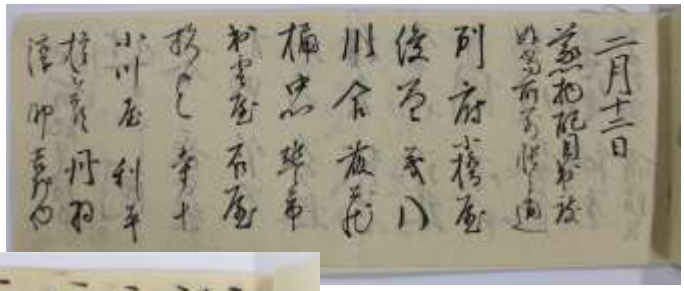

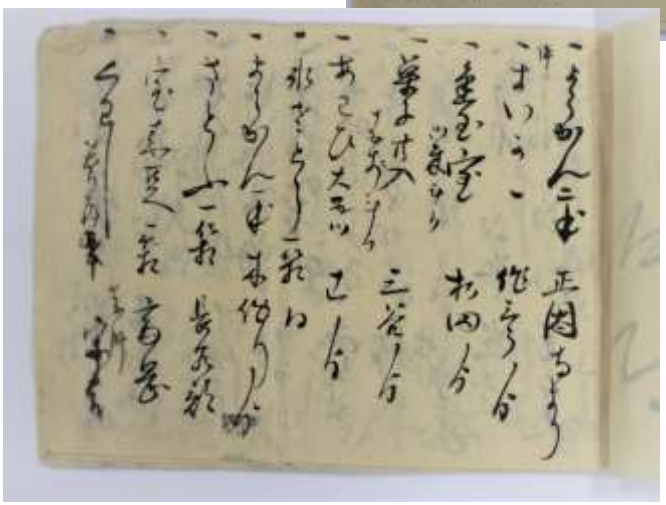

上）「二月十二日目出度始」

左）「く尓病気見舞のおぼへ」